

農作物病虫害雑草防除基準の基本事項と利用上の注意事項

1. 農作物病虫害雑草防除基準（以下「防除基準」という）は、滋賀県において、病虫害・雑草による農作物の被害を防ぐとともに、農薬の安全かつ適正な使用および危被害防止を図るための指導指針として策定するものである。
なお、防除基準は、農薬取締法に基づき登録された農薬について、その流通、販売者、農薬使用者および関係団体等の経済活動を妨げるものではない。
また、本防除基準は令和4年7月22日～令和5年3月31日の間、有効とする。
2. 防除基準への登載農薬は、水稻、麦^{*1}・大豆における防除指導の対象となる薬剤を記載し、原則として「農作物病虫害雑草防除基準に登載する農薬の採用および削除の基準について」（p. 8）に基づき選定した。農薬名は商品名を用いた。記載順序は不同である（p. 153～337）。
p. 153～315に示した農薬の使用に当たり、散布機器として無人航空機（無人ヘリコプターおよび無人マルチローター）は含まない。無人航空機（無人ヘリコプターまたは無人マルチローター）による散布薬剤は p. 316～337に示した。
3. 水稻、麦^{*1}、大豆以外の農作物について
(1) 対象農作物ならびに対象有害動植物に適用登録があれば、登載しているとみなす。ただし、次の①～⑤の農薬は除く。
 - ①人畜毒性が、毒物または特定毒物の農薬
 - ・パラコートを含む剤（グラモキソンS, プリグロックスL, マイゼット）
 - ・EPNを含む剤（EPN乳剤）
 - ・酸化フェンブタズを含む剤（オサダン水和剤25・オサダンフロアブル）
 - ②魚毒性Ⅱ類相当で土壌施用するもののうち次の農薬
 - ・カズサホスマイクロカプセル剤（ラグビーMC粒剤）
 - ・クロルピリホス粒剤（ダズバン粒剤, ダズバンベイト）
 - ・テフルトリン粒剤（フォース粒剤、アクタラフォース粒剤）
 - ・有機銅粒剤（キノンドー粒剤）
 - ・TPN粉剤（ダコソイル）
 - ③水質汚濁性農薬
 - ・CATを含む剤（シマジン, シマジンフロアブル, シマジン粒剤1, シマジン粒剤2）
 - ④その他の理由によるもの
 - ・有用昆虫に影響のある剤
ピリプロキシフェンを含む散布剤（プルートMC, ラノー乳剤）
 - ・人畜毒性が劇物で代替剤のある粉剤
イソキサチオン粉剤（カルホス粉剤3）
 - ⑤有人ヘリコプターに適用登録のある農薬。ただし、複数の防除方法に適用登録がある場合、有人ヘリコプターにかかる使用方法分のみを除くこととする。
- (2) 無人マルチローターを散布機器として使用する場合は、無人マルチローターに適した農薬登録（「使用方法」が「無人航空機による散布」、「無人ヘリコプターによる散布」、「無人航空機による滴下」又は「無人ヘリコプターによ

る滴下」)のある農薬のうち、前項①～⑤に該当しない農薬のみ登載とみなす。

無人ヘリコプターを散布機器として用いることは、登載とみなさない。ただし、Ⅲ. 3. (3)に登載している小豆・野菜の薬剤(p337)は、除く。

4. 登載農薬に係る注意事項

- (1) 農薬の本基準への登載の有無は、次表「防除基準の登載の有無についての考え方」とおりとする。

表、防除基準の登載の有無についての考え方

| 項目(登載する薬剤(一覧表)) | 全ての薬剤を登載(注1) | 単剤のみ登載(注2、注3) | 有効成分のみ登載(注4) |
|---|--------------|---------------|--------------|
| (1)水稲 種子消毒 | - | ● | - |
| (2)水稲 育苗箱施薬 | ● | - | - |
| (3)水稲 は種時土中施用 | - | ● | - |
| (4)水稲 側条施用 | - | ● | - |
| (5)水稲 本田殺虫・殺菌剤(粒剤タイプ) | ● | - | - |
| (6)水稲 本田殺虫・殺菌剤(粒剤タイプを除く) | - | ● | - |
| (7)水稲 除草剤 ①～④(本田施用) | ● | - | - |
| (8)水稲 除草剤 ⑤(但し、ダイコンゾルは、薬剤名を記載) | - | - | ● |
| (9)その他薬剤 | - | ● | - |
| (10)麦類・大豆 | - | ● | - |
| (11)水稲、麦、大豆の無人航空機(無人ヘリコプターおよび無人マルチローター) | ● | - | - |
| (12)水稲、麦、大豆以外の作物の無人ヘリコプター | ● | - | - |

注1)原則として全ての薬剤を記載する。例外として、同一項目内で農業登録が取得しており、同一成分、同一剤型で有効成分投下量も同等な薬剤が存在する場合、登録したとみなす。

(例)アルパリン粉剤DLとスタークル粉剤DLのように、農業名のみが異なる。

注2)単剤のみ登載する場合、単剤で適用が無い場合は混合剤を記載。

注3)以下の条件を全て満たす場合、登録したとみなす。

- ①対象農作物ならびに対象有害動植物に適用登録があること。
- ②該当農薬に含まれるそれぞれの成分が、同一の剤型でその農作物に登録されていること。
- ③該当農薬に含まれるそれぞれの有効成分投下量は、その農作物に登録されている農薬の有効成分投下量と同等もしくは低いこと。

注4)一覧表(p297)に示す成分を含み、以下の条件を全て満たす場合、登録したとみなす。

但し、ダイコンゾルは農業成分名のみを記載ではなく薬剤名を記載。

- ①水稲や水田作物に登録があり、水田刈除や水田畦畔、休耕田などに適用があること。
- ②液剤または水和剤であること。
- ③混合剤は一覧表にある成分の組合せに限る。

- (2) 水稲除草剤で、有効成分投下量が同じで、1キロ粒剤または3キロ粒剤のどちらかが登録されていれば、両剤ともに登録していると見なす。
- (3) 農薬入り肥料は、上表注3①～③の条件全てを満たす場合、登録したとみなす。
- (4) 乗用型の速度連動式液剤少量散布装置(ビークル)に係る剤は、上表注3の①および②の条件を満たす場合、登録したとみなす。
- (5) 剤型は、次表「剤型タイプの分類」の剤型タイプに含まれているものを同一と見なすが、対象となる農作物に登録されていることと、該当農薬に含まれるそれぞれの有効成分投下量は、その農作物に登録されている農薬の有効成分投下量と同等もしくは低いことを条件とする。

- (6) 有機農産物の日本農林規格で使用が認められている薬剤（p 388）は、掲載していると見なす。

表、剤型タイプの分類

| | |
|---------|---|
| 粉剤タイプ | 粉剤、DL粉剤 |
| 粒剤タイプ | 粒剤、微粒剤、細粒剤、パック剤、250G(豆つぶ剤等) |
| 液剤タイプ | 液剤、ME剤 |
| 水和剤タイプ | 水和剤、顆粒水和剤、ドライフロアブル剤、WG剤、WDG剤、フロアブル剤、ゾル剤、SE剤 |
| 水溶剤タイプ | 水溶剤、顆粒水溶剤 |
| 乳剤タイプ | 乳剤、EW剤 |
| エアゾルタイプ | エアゾル |

5. 本基準は原則として令和4年1月1日現在の農薬登録に基づいて作成。

6. 農薬使用の指導にあたって

- (1) 農薬の適正使用を図るために、農薬取締法およびその他関係法令を熟知すること。
- (2) 登録内容のメーカー間による違いや失効・変更などがありうることから、必ず最新の登録内容を確認し、有効期限内に使用するよう指導する。
- (3) 農薬の使用にあたっては、登録内容だけでなく注意事項等も含め必ず最新の登録内容に従って使用するよう指導する。特に農薬の適用作物を誤認しないよう、適用作物の一覧表（P 13～29）などを基に、使用できる作物を必ず確認すること。
- (4) 農薬を少量散布する場合、農薬の登録内容を必ず確認し、乗用型の速度連動式液剤少量散布装置（ビークル）を使用する旨の記載があれば、ビークルを使用するよう指導する。
- (5) 野菜類や果樹類または花き類など適用作物の範囲が広い薬剤は、品種や散布時の気温などの諸条件で薬害や汚れが発生する可能性があることから、技術情報を収集し、事前にラベルを十分確認し指導する。
- (6) 水稻、麦類、大豆等の種子生産（採種）についても、防除基準に準じて指導する。

7. 掲載農薬一覧表の毒性表記については次の通りである。

(1) 人畜毒性

人畜毒性は、毒物及び劇物取締法に基づく分類によるものである。

- ①特定毒物：毒物の中でも特に毒性が高いもの
- ②毒物：毒性が高いもの（包装容器に「医薬用外毒物」の表示がされている）
- ③劇物：毒物ほどではないが、毒性が高いもの（包装容器に「医薬用外劇物」の表示がされている）

○普通物（防除薬剤一覧表に記載している「普」）について、毒物及び劇物取締法に基づく分類ではありませんが、上記①～③に該当しないものを指している通称として記載しています。

(2) 魚毒性

魚毒性は、次表「魚毒性分類の基準（滋賀県版）」に従い、Ⅰ類およびⅡ類に分類する。なお、複数の有効成分からなる農薬（混合剤）は、含まれる有効成分のうち、最も

毒性が強いものの分類を記載する。

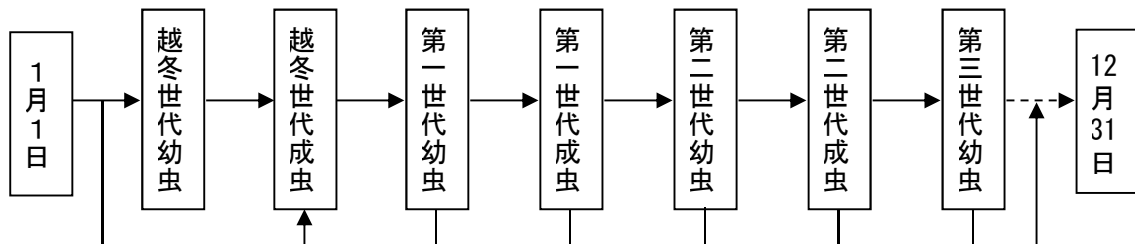
生物農薬は、魚毒性分類を記載しないこととする。

表、魚毒性分類の基準（滋賀県版）

| 区分 | 分類する場合の目安 | コイに対する半数致死濃度 | 使用上の注意 |
|------|---|--------------|---|
| I 類 | 魚類急性毒性試験（コイに対する半数致死濃度（48時間または96時間））を目安とする。供試生物にコイのデータが無い場合は他の生物で検討する。 | 0.5ppm 超 | 旧分類のAまたはB、B-sに相当するもの。通常の使用方法では影響は少ないが、一時に広範囲に使用する場合にあつては十分に注意する。ただし、旧分類のB-sに相当する剤も含まれるので注意する。 |
| II 類 | | 0.5ppm 以下 | 魚介類に強い影響を及ぼすので、使用する場合には、特に注意する。 |

注) 上記に加え、製剤ごとに記載されている水産動植物への影響に係る使用上の注意事項の内容を考慮する。

8. 害虫の世代の呼称は次のとおりとする。



○農薬登録の検索方法

農林水産消費安全技術センターが運営している検索システム（インターネット：無料）を利用する。

<https://pesticide.maff.go.jp/>

※1 麦は小麦、大麦。